

保 存 期 間 1 0 年

通達乙備第149号

令和6年3月27日

本部内各部課長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

茨城県警察大規模災害対応業務継続計画の改正について

これまで、茨城県警察においては、茨城県警察大規模災害対応業務継続計画（令和5年6月22日付け通達乙備第399号別添）に基づき大規模災害が発生した場合に備え、各種対策を推進してきたところであるが、この度、同計画の一部を改めたので、遺漏のないようにされたい。

なお、茨城県警察大規模災害対応業務継続計画の改正について（令和5年6月22日付け通達乙備第399号）は、廃止する。

別 添

茨城県警察大規模災害対応業務継続計画

茨 城 県 警 察
令和 6 年 3 月

茨城県警察大規模災害対応業務継続計画

目 次

第 1	総 則	1
1	計画の目的	1
2	実施方針等	1
(1)	実施方針	1
(2)	茨城県公安委員会への報告	1
第 2	実施体制等	1
1	大規模災害発生前の体制	1
2	大規模災害発生時の体制	1
3	業務継続実施責任者等	2
(1)	業務継続実施責任者	2
(2)	業務継続実施副責任者	2
第 3	非常時優先業務	2
1	業務の分類及び大規模災害発生時における業務の方針	2
(1)	業務の分類	2
(2)	大規模災害発生時における業務の方針	2
2	非常時優先業務の特定	3
3	人員計画	3
第 4	業務継続のための体制の確立	4
1	体制の確保	4
2	職務代行者の選定	4
3	安否確認	4
4	平素の措置	4
第 5	業務継続のための執務環境等の整備	4
1	庁舎機能等の確保	4
(1)	庁舎	4
(2)	電力	5
(3)	エレベーター	5
(4)	什器 ^{じゅう} 転倒防止措置	5
2	負傷者等への対応	5
(1)	負傷者の救護	5
(2)	来庁者への対応	5

(3) 帰宅が困難となった職員への対応	5
3 食糧、装備資機材等の管理	6
(1) 備蓄食糧等の補給及び管理	6
(2) 原子力災害対策装備品の管理	6
(3) 事務用物資等の管理	6
4 情報通信の確保及び情報システムの維持	6
(1) 通信の確保	6
(2) 情報システムの維持	6
第6 代替施設の確保	6
1 警備本部が設置できないときの措置	6
2 移動経路の選定	7
第7 教養訓練	7

別添

茨城県警察大規模災害対応業務継続計画

第1 総則

1 計画の目的

この計画は、大規模災害が発生した場合において、茨城県警察（以下「県警察」という。）及び関東管区警察局茨城県情報通信部（以下「情報通信部」という。）（以下「県警察等」という。）が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方針等

(1) 実施方針

この計画の実施に当たっては、警察本部及び警察署並びに情報通信部（以下「各所属」という。）が相互に連携し、大規模災害の発生時における治安の確保に万全を期するとともに、知事部局等関係機関とも連携し、総合的な業務継続の推進に寄与するように努めることとする。

なお、この計画の内容については、絶えず検討して必要があると認めるときは、変更を加える。

(2) 茨城県公安委員会への報告

この計画の実施状況については、大規模災害の発生状況に応じて、時機を逸することなく茨城県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）に報告し、県公安委員会の管理の下、その権限に属された事務の迅速かつ適切な実施に努める。

第2 実施体制等

1 大規模災害発生前の体制

茨城県警察緊急事態対策検討委員会設置要綱（令和6年3月27日付け通達甲備第22号別添）による茨城県警察緊急事態対策検討委員会において、大規模災害の発生に備えた各種対策を推進する。

2 大規模災害発生時の体制

大規模災害が発生した場合は、茨城県警察災害警備計画（令和6年3月27日付け通達甲備第21号別添）により、茨城県警察災害警備本部（以下「県警備本部」という。）及び警察署災害警備本部（以下「署警備本部」という。）を設置し、同本部が中心となりこの計画を発動する。

3 業務継続実施責任者等

(1) 業務継続実施責任者

ア 各所属に業務継続実施責任者を置き、各所属の長をもって充てる。

イ 業務継続実施責任者は、大規模災害の発生時に継続すべき業務を的確に推進するため、職員に対する教養及び職場環境の整備を実施するとともに、本計画に定められた業務を行う。

(2) 業務継続実施副責任者

ア 各所属に業務継続実施副責任者を置き、県警察にあつては理事官等（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号）第2条第5号に規定する理事官等をいう。）を、情報通信部にあつては通信庶務課長をもって充てる。

イ 業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

第3 非常時優先業務

1 業務の分類及び大規模災害発生時における業務の方針

(1) 業務の分類

大規模災害の発生時においても警察の役割を的確に推進するため、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務（別表の「業務分類一覧」のレベルがⅤの業務をいう。以下同じ。）、継続の必要性の高い通常業務（別表の「業務分類一覧」のレベルがⅢ及びⅣの業務をいう。以下同じ。）、管理事務（災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務をいう。以下同じ。）及びその他の通常業務（別表の「業務分類一覧」のレベルがⅠ及びⅡの業務をいう。以下同じ。）に分類する。

(2) 大規模災害発生時における業務の方針

ア 県警察等は、大規模災害が発生した場合は、非常時優先業務及び管理事務の実施に必要な人的資源及び物的資源を確保するため、その他の通常業務は、非常時優先業務及び管理事務に影響を及ぼさない範囲で実施する。

イ 県警察等は、被害の拡大状況や非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるように努める。また、管理事務は、非常時優先業務の実施を支える

重要な役割を担っていることから、その要員を確実に確保する。

ウ 県警察等は、電力、通信等のライフライン、公共交通機関の復旧等により人的資源及び物的資源が確保されたときは、その他の通常業務を順次再開する。

2 非常時優先業務の特定

- (1) 県警察等は、非常時優先業務を特定するに当たっては、個々の業務が停止した場合における、県民生活等に与える社会的影響を評価する分析（以下「業務影響分析」という。）を行う。
- (2) 業務影響分析は、業務が2週間程度停止した場合を想定し、その影響の重大性を次の表に定める基準に基づき行う。

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベルⅠ	軽微	社会的影響はわずかにとどまる（ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしても許容可能な範囲であると理解する。）。
レベルⅡ	小さい	若干の社会的影響が発生する（大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベルⅢ	中程度	社会的影響が発生する（社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベルⅣ	大きい	相当の社会的影響が発生する（社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考え。）。
レベルⅤ	甚大	甚大な社会的影響が発生する（大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考え。）。

3 人員計画

- (1) 業務継続実施責任者は、別表の「業務分類一覧」に基づき、あらかじめ各所

属で非常時優先業務及び管理事務を実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により非常時優先業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。

- (2) 業務継続実施責任者は、人員計画を作成し、又は変更した場合は、当該計画を警備部警備課（以下「警備課」という。）に報告する。

第4 業務継続のための体制の確立

1 体制の確保

県警察等は、大規模災害が発生したときは、茨城県警察災害警備計画により職員の招集及び参集を行い、非常時優先業務を実施するための体制を確保する。

2 職務代行者の選定

大規模災害の発生時に業務上の意志決定者である幹部が欠けた場合等は、茨城県警察事務決裁に関する訓令（平成26年茨城県警察本部訓令第2号）第4条の規定により、当該幹部に代わり得る職の者が対応に当たる。

3 安否確認

- (1) 職員は、大規模災害が発生したときは、職員自身及びその家族の安否について、所属の業務継続実施責任者に報告する。

なお、所属に参集できない場合は、警察本部又は最寄りの警察署に参集し、警察電話等で報告する。

- (2) (1)の報告を受けた業務継続実施責任者は、集約した安否情報を県警備本部に報告する。
- (3) 大規模災害発生後は、電話による通話が困難になりやすいことから、(1)及び(2)の報告をするに当たっては、携帯電話の電子メール、災害用伝言ダイヤル等も活用して行う。
- (4) 職員は、平素から家族間において、大規模災害発生時における安否確認方法等について周知を図ること。

4 平素の措置

業務継続実施責任者は、所属職員の参集場所、所要時間、任務等の情報を適切に管理するとともに、職員に参集要領を周知しておく。

第5 業務継続のための執務環境等の整備

1 庁舎機能等の確保

- (1) 庁舎

県警察等は、大規模災害が発生したときは、警察庁舎（以下「庁舎」という。）の破損の有無を確認し、必要な場合は、立入禁止等の措置を講ずる。

(2) 電力

ア 県警察等は、非常時優先業務を実施するために必要な非常用自家発電機等の機器類を平素から点検し、大規模災害の発生時に備えておく。

イ 県警察等は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制する。

(3) エレベーター

県警察等は、大規模災害の発生に伴い、庁舎内のエレベーターにおいて救助を要する事案の発生を確認した場合は、必要な措置を講ずる。

(4) 什器^{じゅう}転倒防止措置

県警察等は、大規模災害の発生に備え、執務室内の書棚、ロッカー、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置を講ずる。また、資料等の散逸防止を図るため、書棚、ロッカー等の施錠に努める。

2 負傷者等への対応

(1) 負傷者の救護

ア 県警察等は、大規模災害の発生に備え、職員等の救助活動に必要な救助用資機材及び負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておく。

イ 県警察等は、大規模災害の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、必要により医療機関に搬送する。

(2) 来庁者への対応

ア 県警察は、大規模災害の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者をロビー等に一時待機させる。

イ 県警察は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、業務継続実施責任者の指揮により、来庁者を庁舎周辺の避難所等に案内し、又は誘導する。

(3) 帰宅が困難となった職員への対応

県警察等は、大規模災害が発生したときは、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員の一時待機場所を確保する。

3 食糧、装備資機材等の管理

(1) 備蓄食糧等の補給及び管理

警務部会計課及び警察署会計課は、大規模災害の発生時において食糧等が入手困難となった場合に備え、備蓄食糧等の適切な補給及び管理を図る。

(2) 原子力災害対策装備品の管理

警務部装備施設課及び警備課は、原子力災害に備え、タイベックスーツ等の原子力災害装備資機材の整備充実及び管理を図る。

(3) 事務用物資等の管理

県警察等は、大規模災害の発生時において事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な資機材等の適切な管理を図る。

4 情報通信の確保及び情報システムの維持

(1) 通信の確保

情報通信部は、大規模災害の発生時において迅速かつ的確な指揮命令及び現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、県警備本部の立ち上げ、現場の通信対策、関係機関等との連絡調整等を行う担当職員を指定する。

また、通信事業者等との連絡要領及び担当窓口を明確化し、担当職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職員の不在時に対応した体制の確保を図る。

(2) 情報システムの維持

警務部情報管理課及び情報通信部は、各種情報システムを適切に運用するため、担当職員の不在時に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、大規模災害の発生時においても早期に障害から復旧できるように、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の復旧体制を確保する。

第6 代替施設の確保

1 警備本部が設置できないときの措置

警察本部庁舎又は警察署庁舎が被災し、警備本部が設置できないときは、県警備本部の機能にあつては警察本部長の指揮により警察学校又は本部長が適当と認める警察庁舎に移設し、署警備本部の機能にあつては警察署長の指揮により隣接警察署又はあらかじめ指定した施設等に移設することとする。

なお、原子力災害が発生し、当該災害の規模に応じて県警備本部の機能を移設する場合は、つくば警察署又は本部長が適当と認める警察庁舎に移設する。

2 移動経路の選定

県警備本部及び署警備本部の機能を代替施設に移設する場合は、複数の手段、路線等を選定しておくこと。

第7 教養訓練

県警察等は、職員に対しこの計画に関する教養、招集訓練、参集訓練及び大規模災害の発生を想定した初動措置訓練を実施し、この計画について周知徹底を図る。

<別表略>